(様式第1)

条例・規則に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間表

設定年月日 令利		和2年2月6日	設定変更年月日	年	月日	整理番号	港 2	
課 • 6	系 名	河川港湾課 河	川港湾係			•		
条 例 · 規 則 名		鹿児島市港湾管理条例第8条						
根拠第	項							
許認可等の種類		使用料の減免						
処 分 権	雀 者	市長						
審査基	進 準	別紙のとおり						
標準処理	期間	20日						
	関 等							
そ の	他							

(別紙)

●使用料の減免

	T
関係法令の定め	審査基準
○鹿児島市港湾管理条例	港湾施設の使用料の減免にあたっては、鹿児島市港湾管理条
(使用料)	例(以下「条例」という。)等の関係法令及び次に掲げる要件を
第7条 前条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第	すべて満たすこと。
2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、係留施設に係る使用者に	
ついては、この限りでない。	1 条例第8条の「市長が特別の理由があると認めたとき」と
2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、	は、「港湾の施設及び用地に係る使用料の減免に関する取扱要
この限りでない。	領」の要件に該当することをいう。
(使用料の減免)	
第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除す	2 使用料の減免を受けようとする者から、市長が指定する様
<u>ることができる。</u>	式の申請書が提出されていること。
(使用料の不還付)	
第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すべき理由がない	
と市長が認めたときは、この限りでない。	